○農林水産省告示第千八百三十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（別紙２－２　くろまぐろ（大型魚））	（別紙２－２　くろまぐろ（大型魚））
第１～第４　（略）	第１～第４　（略）
第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等	第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１から５までに定めるとおりとする。	大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１から５までに定めるとおりとする。
１・２　（略）	１・２　（略）
３　くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	３　くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　漁獲量の管理の手法等	⑵　漁獲量の管理の手法等
当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。	当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。
①・②　（略）	①・②　（略）
③　漁獲割当割合の有効期間	③　漁獲割当割合の有効期間
三管理年度の期間	二管理年度の期間
④　漁獲割当割合の設定基準	④　漁獲割当割合の設定基準
ア　（略）	ア　（略）
イ　申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの３年間をいう。以下この管理区分において同じ。）における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。	イ　申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの３年間をいう。ただし、当該期間に令和３管理年度が含まれる場合は、当該管理年度の期間を除く２年間とする。以下この管理区分において同じ。）における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。
ウ　次の㋐又は㋑のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。	ウ　次の㋐又は㋑のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。
㋐　(a)及び(b)を合計した割合（小数点第５位以下を切捨てたものとする。）	㋐　(a)及び(b)を合計した割合（小数点第５位以下を切捨てたものとする。）
(a)　30パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が０パーセントであった船舶及び基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量がなかった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合。ただし、基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量がなかった船舶については、０パーセントとする。	(a)　30パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が０パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合
(b)　（略）	(b)　（略）
㋑　（略）	㋑　（略）